

70歳未満の人の自己負担限度額(月額)：表①

区分	所得要件	限度額
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回(※1)：140,100円〉
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回(※1)：93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回(※1)：44,400円〉
エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円 〈多数回(※1)：44,400円〉
オ	住民税非課税世帯(※2)	35,400円 〈多数回(※1)：24,600円〉

70歳から74歳までの人の自己負担限度額(月額)：表②

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回(※1)：140,100円〉	
	Ⅱ 課税所得380万以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回(※1)：93,000円〉	
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回(※1)：44,400円〉	
一般	現役並み所得者以外の住民税課税者(※3)	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 〈多数回(※1)：44,400円〉
非住 課税 税	低所得者Ⅱ(※4)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(※5)		15,000円

- ※1・・・過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったとき
(県内転出入があっても、世帯に継続性があるとみなされた場合は、転入前市町村における高額該当回数を引き継ぎます)
- ※2・・・世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯
(高額療養費を受けた場合の患者負担限度額世帯合算の対象は、自己負担額(院外処方代を含む)が21,000円以上の診療です)
- ※3・・・同じ世帯に住民税課税標準額(所得合計金額から各種所得控除金額を差し引いた金額)が145万円以上の70歳以上国保加入者がいる人(平成27年1月以降新たに70歳となる国保加入者がいる世帯で、基礎控除後の所得の合計が210万円以下の場合を除く)
ただし公簿または本人の申請により収入が下記①または②にあてはまることが確認できた場合は除きます
 - ①収入の合計が、70歳以上の国保加入者が2人以上で520万円(1人で383万円)未満である場合
 - ②収入が383万円以上となる70歳以上の国保加入者が1人の場合で、旧国保被保険者(同一世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人)を含めた収入の合計が520万円未満である場合
- ※4・・・国保加入者全員と世帯主が住民税非課税世帯に属する人
- ※5・・・国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯で、それぞれの方の所得が一定基準に満たない人

高額療養費の計算は複雑なため、御不明な点は国民健康保険課までお問い合わせください。